

開講期間	配当年	単位数	科目必選区分
前期	1年	1単位	選択必修
担当教員			
曾根 直樹			
添付ファイル			

講義概要	本講義は、民法等の関連条文や障害者権利条約等を参照し、権利擁護についての理解を深めつつ、家庭裁判所の成年後見実務（特に書式）を確認しながら、実践的な成年後見制度（知識、技術、実務）や演習を通じての意思決定支援の理解をめざす。
各回の進行予定	<p>第1回 民法の基本と成年後見制度 民法の基本を学び、成年後見制度と民法の関連を理解する。</p> <p>第2回 民法の基本と成年後見制度 民法の基本を学び、成年後見制度と民法の関連を理解する。</p> <p>第3回 成年後見制度の概要 家庭裁判所の成年後見実務を確認しながら、成年後見制度の知識、技術、実務を理解する。</p> <p>第4回 成年後見制度の概要 家庭裁判所の成年後見実務を確認しながら、成年後見制度の知識、技術、実務を理解する。</p> <p>第5回 成年後見制度利用促進と障害者権利条約の要請 成年後見制度利用促進法に基づく成年後見制度利用促進基本計画の概要及び、障害者権利条約の要請に基づく、成年後見制度改正の動向を理解する。</p> <p>第6回 意思決定支援の概要 国の意思決定支援ガイドラインを基本に、その背景や考え方を理解する。</p> <p>第7回 意思決定支援の概要と演習 国の意思決定支援ガイドラインの概要を理解するとともに、演習を通じて意思決定支援の実際について学ぶ。</p> <p>第8回 意思決定支援の演習 国の意思決定支援ガイドラインを基本に、演習を通じて意思決定支援の実際について学ぶ。</p>
講義のねらいと到達目標	<p>【講義のねらい】 判断能力の不十分な高齢者等の権利擁護を担うシステム（社会福祉のインフラ）としての成年後見の実務を理解し、障害者権利条約の要請も踏まえ、意思決定支援を基本とした実践力を養う。</p> <p>【到達目標】 民法の成年後見制度の理解を基本としつつ、成年後見制度利用促進法により進められている制度の改革について理解する。また、関連する意思決定支援について、演習を通じて実践的に理解できるようになる。</p>
指定教科書(テキスト)	特に指定はしない。 レジメ、事例集及び関連書式は、事前配布する予定である。
参考文献・関連URL等	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成30年度厚生労働科学研究「障害者の意思決定支援の効果に関する研究」報告書</li> <li>日本社会福祉士会編「権利擁護と成年後見実践—社会福祉士のための成年後見入門（第2版）」（民事法研究会、平成25年）</li> <li>東京家裁後見問題研究会編著「後見の実務」（別冊判例タイムズ36号、2013年）</li> <li>「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」 <a href="http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokuyokushougaihokenfukushibu/0000159854.pdf">http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokuyokushougaihokenfukushibu/0000159854.pdf</a></li> </ul>
出欠確認方法	教員による目視ならびにリアクションペーパー。3回以上欠席した者の単位認定はできない。
成績評価の方法	<p>評価は到達目標の達成状況を踏まえて行う。 修了評価は、①リアクションペーパーの内容(40%)及び②演習・事例検討等の参加状況(20%)、③受講修了の課題レポートの内容(40%)により60点以上であった者を可と判断する。</p> <p>①リアクションペーパーの内容 授業の内容を正しく理解しているか、授業に対する的確な質問、意見を記載しているかという観点で評価する。</p> <p>②演習・事例検討等の参加状況 出席状況、授業における質問や発言内容が、授業内容の理解に基づいているかという観点で評価する。</p> <p>③課題レポートの内容 レポートは1000文字（A4用紙2枚）以内とし、以下の観点から評価する。 ・民法及び成年後見制度について正しく理解できているか。 ・意思決定支援について理解できているか。 ・成年後見制度の課題について理解できているか。 ・到達目標に達していない場合の対応：補講の受講及び追加レポート1000文字（A4用紙1枚）を課し、60点以上であった場合、可と判断する。</p>
成績評価基準の内容	60点以上を可とし、60点未満を不可とする。3回以上欠席した者の単位認定はできない。
事前・事後学習のためのアドバイス	成年後見実務を担った経験のない受講者は、受講の準備として、インターネットで「裁判所   動画配信」を検索し、①成年後見～利用の仕方と後見人の仕事、②後見人になったら～後見人の仕事と責任の本編とその他を視聴する。また「裁判所各種パンフレット」→家事事件を検索し、①成年後見制度～詳しく知ってもらた

	<p>めに、②後見制度において利用する信託の概要を確認する。さらに「裁判所   成年後見等申立て」を検索し、①成年後見等申立てチェックシート、②申立書類（記載例も含めて）、③診断書、④登記事項証明書を確認する。そして最後に「裁判所   成年後見関係事件の概況」を検索し、平成12年から現在までの統計データを確認するとよい。</p> <p>なお受講後は、実践経験を重ねると同時に、定期的に刊行される「実践成年後見」（民事法研究会）を読むなどして、実践的にも理論的にも専門性の向上をめざしてほしい。</p>
他の科目との関連、教育課程の中での位置づけ、キーワード	<p>障害者支援の理論と方法、障害者の地域生活支援と協議会と関連した講義内容となる。</p> <p>キーワード 成年後見制度利用促進、意思決定支援、中核機関、民法</p>
ベンチマーク	<p>この科目で獲得を目指すディプロマ・ポリシーについて次のように優先順位を位置づけています。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. ア 福祉実践とその現場の創造的な発展に必要な基本的な知識を修得した者</li> <li>2. ウ 価値を基盤とした職業的倫理を深く理解した実践的な専門的職業人である者</li> <li>3. イ 理論と実践の両面にわたる能力を備えている者</li> </ol>